

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（いわゆる「カジノ解禁推進法」）の成立に抗議し、廃止を求める会長声明

平成28年12月15日に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（いわゆる「カジノ解禁推進法」）が成立した。

カジノの解禁推進には、暴力団対策上の問題、マネー・ロンダリング対策上の問題、ギャンブル依存症の拡大、多重債務問題再燃の危険性及び青少年の健全育成への悪影響等看過できない問題点が多数含まれているため、当会は、平成26年7月25日、審議入りしたカジノ解禁推進法案に反対する声明を発出した。

同法案は、同年11月に衆議院解散に際して一旦廃案となり、翌27年4月に再提出されて以降も、1年半以上にわたり審議されなかつた。ところが本年11月30日、突如審議されることとなり、衆議院内閣委員会では6時間という極めて短い審議時間で採決が強行された。参議院内閣委員会でも充分な審議は行われず、修正案についても修正動議の後わずか数十分の審議で可決された。国会が、かくも拙速な審議過程でカジノ解禁推進法を成立させたことは、国民各層の意見を慎重に吸い上げるべき役割を事実上放棄したに等しい。カジノ解禁推進法成立後の全国世論調査においても、カジノの解禁推進に反対し、あるいは慎重であるべきとの意見が、賛成意見を上回る結果となっている。

カジノ解禁推進法は、我が国において刑罰の対象とされている賭博行為を、特定の場所、特定の者に限定して非犯罪化するものであり、また、民間賭博を初めて正面から公認するという、我が国の刑事司法政策に重大な変更をもたらすものであつて、このような観点からも慎重な審議を要するものであつた。

また、委員会採決にあたつては、附帯決議において、弊害に対応した対策をとることが明らかされたものの、その内容は抽象的な表現にとどまっており、

いまだいかなる対策が講じられるかについて具体的な提案もされていない。

以上のとおり、カジノ解禁推進法はその審議経過が拙速と言わざるを得ず、また、かねてから指摘されていた問題点についての解消策が全く講じられていない。

よって、当会は、カジノ解禁推進法の成立に強く抗議し、その廃止を求める。

2016（平成28）年12月27日

愛媛弁護士会

会長 宮部高至

（公印省略）